仕　　　様　　　書

1　下取り車両の名称、規格等

調達要求課　　　道路課

車　　種	ロータリ除雪車１	ロータリ除雪車２
車　　名	ニイガタ	ニイガタ
登録番号 （管理番号）	青森９９る１７９１ （Ｓ０９－０１０３）	青森９９る１１６７ （Ｓ０７－０１０１）
型式・年式	ＮＲ６５５・平成９年式	ＮＲ６５５・平成５年式
車体番号	ＮＲ６５５－１２３０	ＮＲ６５５－０２２３
排気量・気筒	１６．７４Ｌ	１６．７４Ｌ・水冷８ｼﾘﾝﾀﾞ
乗車定員	２名	３名
登録年月日	平成９年１１月７日	平成５年１０月２２日
車検有効期限	平成２３年９月１３日	平成２３年１０月２３日
走行距離数	２３，０８３ｋｍ (稼動時間２，９３９:20ｈ)	６，１１７ｋｍ (稼動時間　１，９３７ｈ)
車両の所属	西北地域県民局地域整備部	下北地域県民局地域整備部

2　取得車両の名称、規格等

別紙「ロータリ除雪車（２．６ｍ、２２０ｋW級）仕様書（西北，下北)」のとおり

仕様書NO. 3

仕様書最終確認印

ロータリ除雪車（２．６m、２２０kW級）仕様書
（西北, 下北）

平成２２年度

青森県

ロータリ除雪車（2．6m、220KW級）仕様書

概　要

この仕様書は、ロータリ除雪車（2．6m、220kW級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成18年3月17日付け、国総施第215号「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

1．性　　能（JIS D6509 性能試験）

項目	値
（1）最大除雪量	2,700 t/h 以上
（2）投雪距離	0～35 m 以上
（3）最大除雪幅	2,600 mm
（4）最大除雪高	1,500 mm 以上
（5）走行速度	40 km/h 以上
（6）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A) 以下

2．主要諸元

項目	値
（1）全　　長（走行姿勢）	8,000 mm 以下
（2）全　　幅（除雪装置含む）	2,600 mm 以下
（除雪装置除く）	2,500 mm 以下
（3）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,800 mm 以下
（4）最低地上高	250 mm 以上
（5）車両総質量	20,000 kg 以下

なお、「7．付属装置及び付属品　7－2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

項目	値
（6）最小回転半径（最外側車輪中心）	8.0 m 以下
（7）乗 車 定 員	2 人

3．車　体

(1) 機　関

形　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	220 kW 以上

(2) 駆動方式

形　式	総輪駆動式、後輪ダブルタイヤ

(3) タイヤ

形　式	スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ

(4) 走行装置

後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

(5) かじ取装置

形　式	油圧式車体屈折機構式

(6) 運転室

構　造	全鋼製密閉形
窓	前面熱線入り (前、後)冬用ワイパーブレード付
ハンドル位置	左ハンドル

4．除雪装置

(1) 形　式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置、雪切板
(2) 構　成	オーガ・ブロワ・放出角可変型ブロワケース・伸縮起倒式シュート、油圧式チップバック

(3) 能　力

ブロワ放出角度	右35～左60 度 以上
シュート旋回角度	340 度 以上
シュート高さ	4,000 mm 以上
昇降範囲	地下100mm～地上300mm 以上
チルト角度	左右各4 度 以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャーピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。 また、オーガ空転防止装置を設けること。
その他	ブロワケース、シュート系統、装置チルトは油圧作動とする。

(4)操作方式　ジョイステックレバーによる操作

5．計器類

項目	数量
（1）運行記録計（90km/h、機関回転数記録、7日計）	1式
（2）機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式
（3）燃料計	1式
（4）アワーメータ	1式
（5）油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	1式
（6）油温計又は油温警告灯（走行用油圧回路用）	1式
（7）水温計	1式
（8）充電警告灯	1式
（9）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式

6．照明装置類

項目		数量
（1）前部霧灯又は前部作業灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	前 全幅　500mm以上	1式
	後 全幅 1,100mm以上	1式
（3）前方作業灯		1灯以上
（4）後方作業灯		1灯以上
（5）作業灯（シュート部、屋根部等）		1式
（6）大型後部反射器		1式
（7）ステップランプ		1式

7．付属装置及び付属品

7－1　車両総質量に含むもの

項目	数量
（1）バックブザー　（後方1mにおいて、音圧80dB（A）以上）	1式
（2）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	1式
（3）ウインドウォッシャー（前面、電動式）	1式
（4）標識板（「青森県除雪車」300×570mm以上、車体後部取付）	1式
（5）注意標識板（「除雪作業中接近注意」、車体後部取付）	1式
（6）アンダーミラー（後）	1式
（7）床マット	1式

7－2　車両総質量に含まないもの

項目	数量
（1）予備シャーピン（全種類各10本）	1式
（2）標準付属工具	1式
（3）取扱説明書	1部
（4）部品表	1部
（5）履歴簿	1部
（6）タイヤチェーン	1式

8．塗　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9．検　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「青森県」の表示は消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。